

インフルエンザ予防接種費用に対する助成について ＜接種の事前申し込み不要、接種後に助成金を請求＞

当国保組合では、保健事業の一環として被保険者のインフルエンザ予防接種費用に対する助成事業を実施しております。

令和4年度のインフルエンザ予防接種費用に対する助成利用制度の概要については、以下のとおりとなります。

1. 利用対象者の範囲

利用対象者は、当国保組合加入の**18歳以下の被保険者**です。

(注) 協会けんぽ・市町村国保等に加入の方は、対象になりません。

2. 助成額

予防接種を受けた被保険者一人に対し、**年度内1回1,500円を限度**に助成いたします。

3. 助成金の請求

組合員(申請者)が、接種後に『インフルエンザ予防接種費用助成金支給申請書』により、領収書を添付して所属の支部を通して組合に請求してください。

※ 領収書は、原則原本とし、医療機関名、接種者名、接種日、費用額が記載されたインフルエンザ予防接種とわかる内容のもの(レシートは不可、接種済証・医療費明細書のみは不可)。なお、**複数人で1枚の領収書は無効となります。必ず接種者1人につき1枚の領収書を診療所に発行してもらい添付してください。**

4. 助成金の請求期間

助成金の請求期間は、年度内の接種については年度末(3月31日)までとっています。支部の受付が請求期間を過ぎると助成できない場合がありますので申請は早めの提出をお願いいたします。

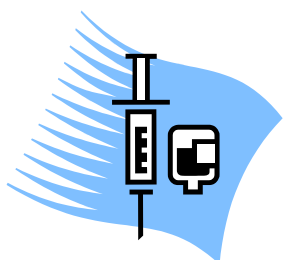
5. 助成金のお受取方法

助成金は所属の支部へ送金しますのでお受け取り方法は、所属の支部で必ずご確認ください。各支部により受取方法が異なります。

6. 助成金支給申請書の用紙

『インフルエンザ予防接種費用助成金支給申請書』を必要な方は、組合ホームページ内の各種届出・申請書の保健事業欄からダウンロードするか、所属する支部へお申し込みください。

* ご不明な点などがございましたら、当国保組合または所属する支部へお問い合わせください。



静岡県建設産業国民健康保険組合

〒420-0839

静岡市葵区鷹匠2丁目5番2号

TEL 054-252-3912